

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 613

平成23年 5月 9日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

企業の業況判断に異例の念押し
日銀3月短観はサンプル不足

大方の2~3月上旬の予測は「企業の景況感一足踏み、先行き一わずかに悪化」(さくら総研)だった。それからわずか10日後に、超円高を吹き飛ばす東日本大震災が起こった。これで先行きは全く不透明となった。日銀は4月上旬、回答時期を東日本大震災の前後で分けた3月の日銀短観を公表した。これをベースに、三菱東京UFJや伊藤忠経済研究所などが今後の経済見通しを分析している。

しかし、各社は「有効回答数の比率を見ると、地震前が4分の3を占めていることから、3月短観を大震災前の調査として位置づけるべき」として、震災後のサンプル数が少ないことを指摘した。震災のため回答が不可能となった企業があったためかえってDI(業況判断)の上昇に繋がったという推測も成立する。つまり、短観は業況判断も含め「最近」というには震災の影響を十分に捕捉していないとみられている。したがって、「地震後の回答分については、サンプル企業が異なり、数も全体の25%と少ないため相当の幅をもって解釈する必要がある」と、異例ともいえる念押しをしている。

三菱東京UFJは「先行きへの悪化幅は拡大」と前置きし、短観には震災後の福島第一原発事故の深刻化、計画停電一電力不足の長期化、サプライチェーンの寸断といった三重苦の情勢変化が織り込まれていない可能性を指摘。DIにはやや「楽観視」が含まれ、実情はさらに悲観的な情勢に留意すべきであろう、と警告した。

税務会計

経営承継円滑化法の民法特例適用
「固定合意」の確認はいまだゼロ

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策となる「経営承継円滑化法」が2008年10月1日から施行されたが、中小企業庁によると、2011年2月28日時点での認定実績は、相続税280件、贈与税88件、金融支援40件、また民法特例の確認は26件(除外合意のみ)であることが分かった。制度創設以来2年半を過ぎているのに、この実績はあまりにも少ない。制度の煩雑さと「相続=争続」といわれるところに、その原因が潜んでいるとの見方が多い。

「除外合意」は、先代経営者の生前に、経産相の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容を家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外でき、事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然に防止できるとされる。事業後継者単独で家裁に申立てることができるが、その前段の合意が難しい。

「固定合意」は、生前贈与後に株式価値が後継者の貢献で上昇した場合に、遺留分算定に際し相続開始時点の評価で計算されるのを避けるため、経産相の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容を家庭裁判所の許可を受けることで、生前贈与株式の価額を合意時の評価額で予め固定できる。しかし、景気低迷下で株価が上昇するはずもなく、いまだ確認は「0」と、事業承継税制の現実との乖離が浮き彫りになっている。

今週のキーワード

日銀短観

日本銀行が四半期に一度発表する「主要(全国)企業短期経済観測調査」のこと。日本の経済状態を測る手がかりとして、月例経済報告と並び国内外の市場関係者から注目され、株価や為替レートなどに大きな影響を及ぼす。特に大企業製造業(資本金10億円以上)の業況判断DIの注目度は高い。短観はサンプル数が十分にあり、回収率も高いので特に注目されている統計とされるが、今回はさすがの日銀も大震災に負け(?)異例の震災前・後と断りを入れる格好となった。